

第二次再犯防止推進計画に係る警察庁の取組

- 暴力団離脱・薬物乱用防止等（施策番号33・38・55関連）
- 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止
（施策番号52関連）
- ストーカー加害者に対する指導等（施策番号53・54関連）
- 個々の非行少年の状況に応じた立ち直り支援活動
（施策番号58関連）

第二次再犯防止推進計画に対する警察庁の取組について



主な取組

1. 暴力団離脱・薬物乱用防止等 【施策番号33、38、55】

- 暴力団からの離脱、社会復帰
関係機関・団体と連携して、暴力団からの離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、構成員の離脱・就労、社会復帰等に必要な社会環境及びフォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を推進している。
- 薬物乱用防止、薬物依存対策
大麻乱用防止対策としてSNSや動画配信サイトにおいてターゲティング広告を実施している。
また、再乱用防止のためのパンフレットを作成し、薬物乱用者やその家族等へ配布している。

2. 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の 再犯防止【施策番号52】

- 16歳未満の子供を対象とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、その所在確認を実施している。
また、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

3. ストーカー加害者に対する指導等 【施策番号53、54】

- ストーカー事案をはじめとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、被害者等に接触しようとしているなどの問題行動等の情報を共有するなど、保護観察所との緊密かつ継続的な連携によって、こうした者の特異動向等を双方で迅速に把握することができるようにしている。
- ストーカー加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について精神科医等の助言を受け、加害者に治療・カウンセリングの受診を勧めるなど、地域の精神科医療機関等との連携を推進している。

4. 個々の非行少年の状況に応じた 立ち直り支援活動【施策番号58】

- 非行少年を生まない社会づくりの一環として、問題を抱え非行に走る可能性がある少年に積極的に連絡し、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組等によってその立ち直りを図る「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進している。

第二次再犯防止推進計画に係る厚生労働省の取組

- 第六次薬物乱用防止五か年戦略の策定
(重点課題②関連)

第六次薬物乱用防止五か年戦略

再犯防止推進計画等検討会（第1回）

令和6年3月15日

厚生労働省 医薬局監視指導・麻薬対策課

薬物乱用対策の推進体制

内閣

犯罪対策閣僚会議

薬物乱用対策推進会議

副議長

国家公安委員会委員長
法務大臣
財務大臣
文部科学大臣
国土交通大臣

議長 厚生労働大臣

構成員 内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
総務大臣
外務大臣
経済産業大臣

※平成20年12月閣議口頭了解により犯罪対策閣僚会議に統合、本部から会議となる
平成27年1月閣議決定に基づき、平成29年4月1日に厚生労働省に薬物乱用対策にかかる総合調整権限が移管。

庶務

○厚生労働省

警察庁、法務省、財務省、文部科学省、国土交通省、その他関係行政機関の協力を得て、厚生労働省において処理。

幹事会

議長 厚生労働省 医薬局長

内閣官房 内閣審議官（副長官補付）
内閣広報官
警察庁 生活安全局長
刑事局長
刑事局組織犯罪対策部長
消費者庁 次長
こども家庭庁 成育局長

総務省 大臣官房総括審議官
法務省 政策立案総括審議官
外務省 総合外交政策局長
財務省 関税局長 主計局長
文部科学省 初等中等教育局長
経済産業省 製造産業局長
国土交通省 総合政策局長
海上保安庁 次長

薬物乱用対策推進地方本部（全都道府県設置）

- ・本部長 知事等
- ・本部員 都道府県職員（関係部局、教育委員会及び警察本部職員）
国出先機関職員（入国管理局、税関、地方厚生局麻薬取締部、海上保安本部、保護観察所、少年鑑別所 等）

推進本部

平成9年 1月17日閣議決定
平成12年12月26日一部改正
平成17年12月27日一部改正
平成18年 4月28日一部改正
平成19年10月 9日一部改正

推進会議

平成20年12月26日閣議口頭了解
平成29年 3月24日一部改正（同年4月1日施行）
（基本方針）
平成29年 3月24日閣議決定

平成10年5月 薬物乱用防止五か年戦略
平成15年7月 薬物乱用防止新五か年戦略
薬物密輸入阻止のための緊急水際対策
平成20年8月 第三次薬物乱用防止五か年戦略
平成22年7月 薬物乱用防止戦略加速化プラン
平成24年8月 合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策
平成25年8月 四次薬物乱用防止五か年戦略
平成26年7月 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策
平成30年8月 五次薬物乱用防止五か年戦略
令和5年8月 六次薬物乱用防止五か年戦略

第六次薬物乱用防止五か年戦略の課題

～巧妙化するサイバー空間を悪用した薬物犯罪手口への対応強化と大麻乱用期の早期沈静化に向けて～

現状と今後の課題

現状

政府は、平成10年5月に第一次となる「薬物乱用防止五か年戦略」を策定して以降、平成30年8月の第五次五か年戦略まで、4度の改訂を実施

① 薬物生涯経験率の低水準の維持

○諸外国と比して、薬物生涯経験率が極めて低水準

【参考】各国薬物生涯経験率

単位:%

	日本	フランス	ドイツ	イタリア	イギリス	アメリカ	カナダ
大麻	1.4	40.9	23.1	31.9	29.2	44.2	41.5
覚醒剤	0.3	2.2	3.1	2.8	10.3	4.9	4.8

今後の課題

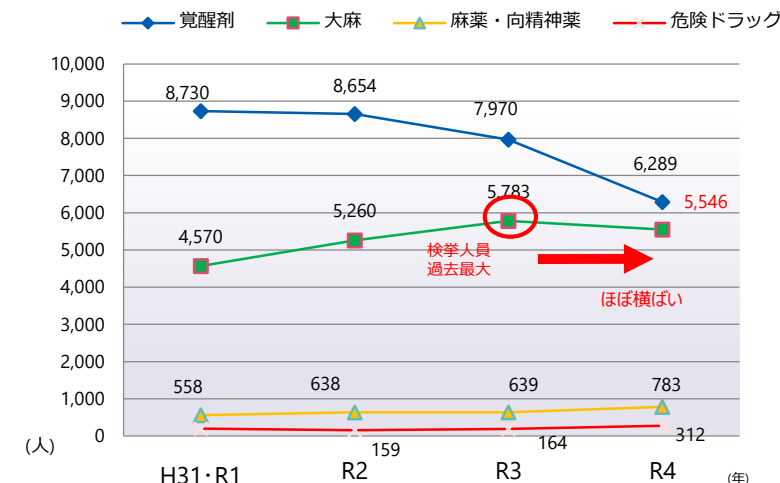
① 若年層を中心とした大麻乱用拡大への対応

- 30歳未満の検挙人員の割合が、約7割
- 一部の国における嗜好用途の解禁等の影響によるインターネット上の誤情報の流布

我が国は、**大麻乱用期の渦中**

② 近年の薬物情勢

- 覚醒剤事犯の検挙人員が減少傾向
- 一方で、大麻事犯の検挙人員が上昇傾向（令和3年に過去最多を更新）
- 結果として、全薬物事犯の検挙人員は、**1万4千人前後の横ばい**



② 再乱用防止への対応

- 覚醒剤事犯の再犯者率が約7割かつ上昇傾向

③ サイバー空間の悪用への対応

- SNS、暗号資産等を悪用したサイバー空間における薬物密売市場の急速な拡大や「闇バイト」による密輸事犯の増加

④ 水際対策への対応

- 国際的な人の往来増加による薬物密輸入リスクの増加

⑤ 複雑化する薬物密輸ルートへの対応

- 薬物の仕出地（国）、中継地（国）の広域化

戦略策定上の重要項目

① 大麻乱用期への総合的な対策の強化

- 啓発活動の強化
 - ・デジタルツール等を用いた若年層に対する効果的な啓発活動による規範意識の向上
- 大麻乱用者に特化した再乱用防止の取組の強化
 - ・効果的な動機付け等の検討
- 大麻事犯に対する取締りの徹底による大麻乱用期の早期沈静化
 - ・乱用者のみならず、栽培や密輸事犯に対する徹底した取締りによる供給遮断

② 再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”強化

- 「薬物乱用者＝薬物依存症患者」としての回復支援
 - ・薬物乱用者は、犯罪をしたものであると同時に、治療を必要とする薬物依存症患者である場合があることの理解
- 薬物依存症の治療等を含めた再乱用防止と社会復帰支援策の充実
 - ・地域社会の一員として、社会全体での長期的な支援

③ サイバー空間を利用した薬物密売の取締りの強化

- 秘匿性の高いメッセージアプリ、ダークウェブ、暗号資産等を用い、巧妙化する犯罪手口への対応強化
 - ・通信記録や資金の流れ等の解明するための捜査技術・手法の向上
- SNSで募った「闇バイト」による薬物密輸への関与に対する取締り強化

④ 国際的な人の往来増加への対応強化

- 水際における薬物取締体制の拡充
- 訪日外国人・海外渡航者への注意喚起の推進

⑤ 薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

- 仕出国、中継国となっている国・地域の捜査機関との国際的な連携強化
- 予防政策を含む、世界的に誇る我が国の薬物政策の理解獲得の強化

第六次薬物乱用防止五か年戦略（概要）

令和5年薬物乱用対策推進会議決定

戦略策定に向けた5つの視点

- ・大麻乱用期への総合的な対策の強化
- ・再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”強化
- ・サイバー空間を利用した薬物密売の取締強化
- ・国際的な人の往来増加への対応強化
- ・薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

5つの目標

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

- ＜大麻の有害性・危険性・国内外の規制状況について周知＞
 - 薬物乱用防止教室の充実強化
 - 研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上
- ＜国際的な人の往来増加への対応としての啓発強化＞
 - 海外渡航者に向けた、ウェブサイトを利用した周知の実施
 - 諸外国における最新の薬物規制状況等の啓発資材への反映
- ＜デジタルツール等を効果的に活用した広報・啓発手法の強化＞
 - 青少年の目に触れやすい広報媒体の活用
 - 科学的知見に基づく情報の広報・啓発資材への反映による内容の充実

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- ＜関係機関がより一層連携した「息の長い支援」の実施＞
 - 刑事司法関係機関等による社会復帰支援の推進
 - 大麻事犯の特性に対応した指導・支援の推進
- ＜治療等を提供する医療機関等の充実・強化＞
 - 認知行動療法等の治療や回復プログラムの更なる充実
 - 治療が可能な医療従事者育成のための研修の充実
- ＜大麻事犯者の再犯防止等に向けた効果的な対応の検討＞
 - 薬物依存症等に関する正しい知識・意識の理解の促進
 - 支援方針の研究及び支援による効果検証の推進

目標3 国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

- ＜薬物密売組織の弱体化・壊滅の推進＞
 - 薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化
 - 合同捜査・共同摘発の推進
- ＜巧妙化する犯罪手口への対応強化と徹底した取締り＞
 - サイバー空間を利用した薬物密売事犯への対応強化
 - 大麻乱用期の早期沈静化に向けた徹底した取締り
- ＜新たに出現する未規制物質に対する速やかな規制＞
 - 未規制物質や大麻濃縮物等の新たな規制薬物への対応
 - 未規制物質等の迅速な指定の推進

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

- ＜密輸手口の分析と情報共有等を通じた水際取締り体制の強化＞
 - 関係機関や事件等を通じた情報収集の推進
 - 合同取締訓練実施による取締体制の連携・能力向上
- ＜大麻、大麻製品等の密輸事犯の対応強化＞
 - コントロールド・デリバリー捜査の積極的な活用
 - 関係機関による捜査手法の共有及び連携強化
- ＜国際的な人の往来増加への対応としての水際対策＞
 - ウェブサイト等を活用した規制薬物情報の広報・啓発強化
 - 国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発の実施

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

- ＜各国・地域間の違法薬物密輸・取引情報等の収集及び体制の強化＞
 - 薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化
 - 国際機関等との情報共有体制の強化
- ＜我が国の薬物乱用政策の積極的な発信＞
 - 国際的な理解獲得のための積極的な発信
 - 国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携
- ＜海外関係機関への技術支援等を通じた連携強化＞
 - 薬物仕出国等に対する技術支援等を通じた連携強化
 - 薬物仕出国等への職員派遣を通じた国際的な連携強化

第二次再犯防止推進計画に係る国土交通省の取組

- セーフティネット住宅登録制度（施策番号22関連）
- 犯罪をした者等の公営住宅への入居（施策番号23関連）

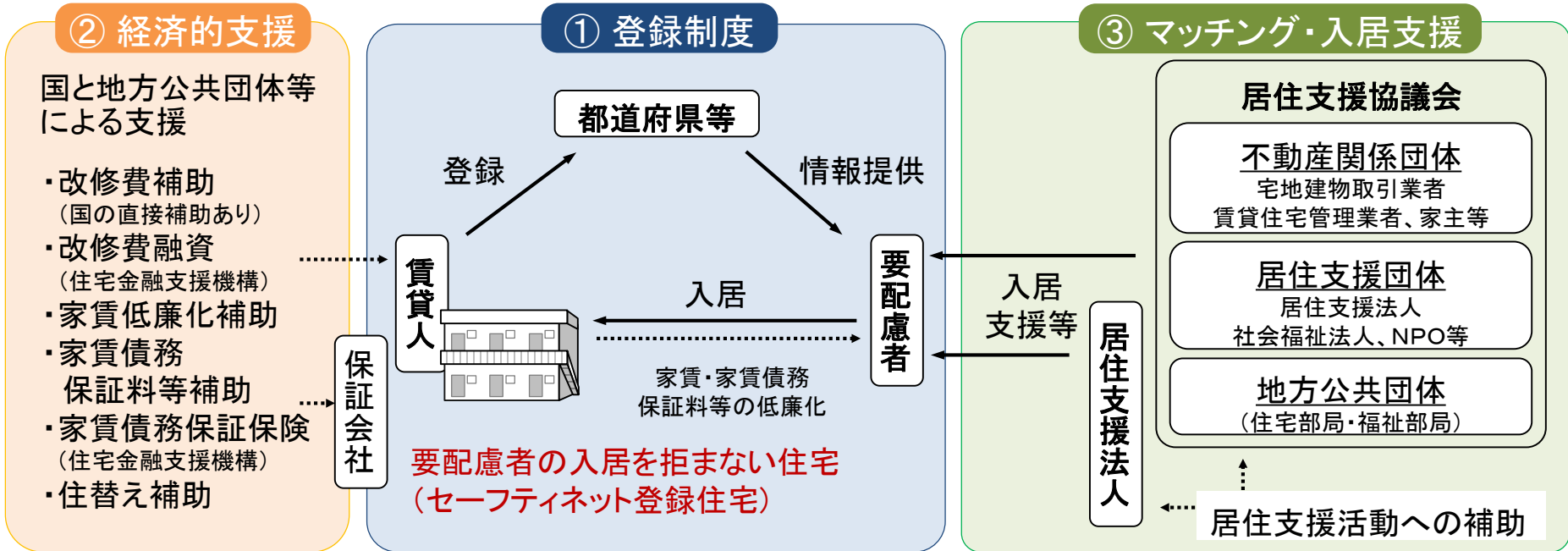
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

- ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
- ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援
- ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【施行状況(R5/12/31時点)】

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録	885, 569戸 (47都道府県)
居住支援法人の指定	769者 (47都道府県)
居住支援協議会の設立	136協議会
家賃債務保証業者の登録	99者
供給促進計画の策定	47都道府県20市町

【住宅セーフティネット制度のイメージ】



再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日公布・施行）〈議員立法〉

＜第15条＞ 公営住宅への入居における犯罪をした者等への特別の配慮

※犯罪をした者等・・・犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者

再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定） 抜粋

Ⅱ 今後取り組んでいく施策_第2 就労・住居の確保等のための取組（推進法第12条、第14条、第15条、第16条、第21条関係）

_2. 住居の確保等 _ (2) 具体的施策 _ ③ 地域社会における定住先の確保

ウ 公営住宅への入居における特別な配慮

国土交通省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する場合は、上記イの法務省による継続的支援が受けられることを踏まえ、保護観察対象者等が住居に困窮している状況や、地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討を行うよう、地方公共団体に要請する。また、矯正施設出所者については、通常、著しく所得の低い者として、公営住宅への優先入居の取扱いの対象に該当する旨を地方公共団体に周知・徹底する。

- 再犯防止推進計画の閣議決定を受け、各地方公共団体に対し、
 - ・ 法務省による継続的支援が受けられることを踏まえ、地域の実情に応じて保護観察者等の公営住宅への入居を困難としている要件緩和の検討
 - ・ **矯正施設出所者については、通常「著しく所得の低い世帯」に該当**し、特に居住の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いが可能（公営住宅管理の適正な執行について）（平成17年12月26日付国住備第138号住宅局長通知）であることについて、通知。

※『「再犯防止等の推進に関する法律」に基づく犯罪をした者等の公営住宅への入居について』（平成29年12月15日付国住備第120号住宅局長通知）

○公営住宅の入居者の募集方法については、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、入居者の募集・選考において優先的に取り扱うこと（優先入居）が可能。

【平成25年6月27日付国住備第57号住宅総合整備課長通知】

（１）優先入居の対象世帯

現在の社会経済情勢に照らし、特に居住の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行うことが適当と考えられる世帯

- ①高齢者世帯 ／ ②障害者世帯 ／ ③著しく所得の低い世帯 ／
- ④子育て世帯 ／ ⑤若者夫婦世帯／ ⑥DV被害者世帯 ／
- ⑦犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった世帯 ／ ⑧中国残留邦人等世帯

（２）優先入居の方法

①倍率優遇方式

優先入居の取扱いを行う世帯の抽選における当選率を、他の一般の入居申込者より有利に取扱う方式

②戸数枠設定方式

募集を行う公営住宅の住戸の中に、優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式

③ポイント方式

住宅困窮度合の指標となる居住水準、家賃負担等の各項目について点数で評価し、合計点数の高い世帯から入居者を決定する方式。（障害者世帯同士や子育て世帯同士等であっても、障害者程度区分や子の年齢等に応じて点数に差を設けるなどの取扱いが考えられる。）